

益田東高等学校同窓会会則

- 第 1 条 本会は、「学校法人益田東高等学校同窓会」と称する。
- 第 2 条 本会は、次の者で組織する。
1. 石見工業専修学校、石見工業学校、益田商工高等学校、益田工業高等学校、益田家政学院、益田家政女学校、益田女子商業学校、益田高等家政女学校、益田家政高等学校、益田学園高等学校、益田家政高等学校、益田学園高等学校および益田東高等学校を卒業した者。
 2. かつて在学した者で会員の推薦により会長の認定を得た者。
- 第 3 条 旧職員、現職員は客員とし、学校長は顧問とする。
- 第 4 条 本会は、会員の相互の親睦と向上をはかり、母校の事業に協力し、母校の発展を期するをもって目的とする。
- 第 5 条 本会は、事務所を益田東高等学校内に置き、必要に応じて各地に支部を置くことができる。
- 第 6 条 本会は次の役員を置く。
1. 会 長 1 名
 2. 副会長 若干名
 3. 理 事 若干名
 4. 監 事 2 名
 5. 会 計 1 名
- 第 7 条 会長、副会長、監事は総会において会員中から選出し、理事は会長が委託する。
- 第 8 条 役員任期は2年とし、重任を妨げない。
- 第 9 条 役員任務は次の通りとする。
1. 会長は、会務を総理し本会を代表する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
 3. 理事は、会務を遂行する。
 4. 監事は、会務全般の監査を行う。
 5. 会計は、本会の会計を処理する。
- 第 10 条 本会は毎年8月に総会を開催し、会務、会計報告、その他の必要事項を協議する。必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- 第 11 条 理事会は必要に応じ会長がこれを招集する。
- 第 12 条 本会の経費は会費、寄付金、その他の雑入をもってこれを当てるものとする。
- 第 13 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。
- 第 14 条 会員は入会に当たり、入会金1000円および終身会費2000円を納入するものとする。
- 第 15 条 会員は住所、氏名等に変更が生じたときは本会に連絡するものとする。
- 第 16 条 本会の会則変更は総会または臨時総会において行う。

附則

本会則は、昭和56年1月11日から施行する。

本会則は、昭和62年9月13日から改訂施行する。

本会則は、平成13年8月19日から改訂施行する。